平成２５年（フ）第１１８１号
福岡市博多区寿町２丁目５番４―206号
債務者　塩崎　綾乃
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4372番地６
債務者　浦田司具馬
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９８号
福岡市城南区南片江２丁目９番26―202号
債務者　小出　　満
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２０３号
福岡市中央区平尾３丁目22番８号
債務者　安富　錫子（旧姓呉）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２０６号
福岡県筑紫野市針摺東３丁目８番１―1204号
債務者　末吉　　勝
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２０９号
福岡市城南区茶山２丁目24番22号
債務者　鈴木　利香（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１４号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目６番14―401号
債務者　時　　重人
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２３号
山梨県甲府市高畑１丁目14番14号
債務者　荒井みつ江
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
山梨県甲府市住吉４丁目３番15号　ハイツＪＩＮ住吉Ⅱ202
債務者　山口　展央
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
山梨県南アルプス市徳永1690番地　県営団地２―301号
債務者　神田　　保
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
長野県塩尻市大字宗賀71番地23　宮入アパート２
債務者　塚原　智春
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４７５号
熊本市北区龍田８丁目15番98号　コーポ楠101号室、前住所熊本市東区上南部３丁目４番104号　シャトレーゼ２―201号室
債務者　村上しおり（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７９号
熊本市東区佐土原１丁目８番50号
債務者　田中　隆雄
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９０号
熊本県菊池郡菊陽町花立３丁目５番１―312号　ロイヤルハイツ笠、前住所熊本市北区龍田４丁目11番８号　フォーシーズンヴィラ・ジュリアＢ206号
債務者　福島　礼子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４２号
岐阜市三田洞884番地10　エントピア岐阜Ⅰ―２Ｍ号室
債務者　柴田　哲夫
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２５８号
岐阜市南鶉５丁目63番地　３号棟、前住所岐阜市次木414番地２
債務者　永井登代子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
群馬県みどり市笠懸町鹿2543番地５
債務者　信澤　　裕
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部